

公益財団法人鎌倉風致保存会 令和7年度（2025年度）事業報告書

〔令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日〕

1 事業の概況

令和7年度も、鎌倉市の自然の風光と豊かな文化財を広く後世に伝えるため、公益3事業（緑地保全事業・建造物等保全事業・普及啓発事業）を行いました。

十二所果樹園は、令和元年房総半島台風（9月8日～9日）により、甚大な被害を受けた東西を結ぶ連絡通路が通行禁止の状態となっています。この連絡通路は十二所果樹園の生命線でもあることから、崩落した箇所のうち優先順位が高い箇所について、通行禁止の解除に向けて詳細な設計図を作成したものの、災害復旧工事の実施には至りませんでした。

御谷山林は、急な崖面に大木が林立して、台風等により倒木や崖崩れが発生する可能性が高まっていることから、国指定史跡内において、文化財に係る国・神奈川県・鎌倉市の補助制度を活用して、倒木すると隣接する家屋を損壊させる可能性があり、優先順位が高い枯損木・危険木の伐採・枝払業務を実施しました。

また、文化財に係る文化庁・神奈川県・鎌倉市の補助制度が活用できない国指定史跡外においては、防災工事に係る鎌倉市の補助制度を活用して、枯損木の伐採業務を実施しました。

笹目緑地は、令和2年7月に発生した倒木事故の結果を真摯に受け止め、このような事故を再び起こすことがないように、当会所有緑地を定期的に、かつ台風の接近等必要に応じて点検するとともに、災害を未然に防止する観点に立ち、計画的な維持管理を行いました。なお、枝払や草刈が必要となる箇所については、近隣にお住まいの方のご要望を伺い、その要望にできる限り沿うよう配慮しました。また、当会所有緑地の維持管理に対する対応が変わることがないように、理事会に緑地の維持管理の状況を報告しました。

国登録有形文化財（建造物）である坂井家住宅は、耐震補強及び部分修理工事の実施に向けて、文化財に係る文化庁・神奈川県・鎌倉市の補助制度を活用して、耐震補強及び部分修理実施設計を策定しました。

新たな会員や寄付金の募集は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを最大限活用して積極的に対応しました。

2 事業内容

（1）緑地保全事業（定款第4条第2号、第5号、第6号及び第7号）

ア 所有緑地の保全・管理

所有する4緑地のうち、十二所果樹園（5.035ha）と御谷山林（1.567ha）では、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っています。令和7年度は、会員、市民や企業ボランティアなどを広く募って、十二所果樹園11回、御谷山林11回、合計で22回、延べ469人の方が参加して保有緑地の保全・管理を行いました。

なお、十二所果樹園での月2回の会員有志による活動は、合計で21回、延べ210人の会員が参加して果樹の下草刈や手入れなどを行いました。

十二所果樹園では、火災の発生を未然に防止する観点に立ち、専門業者に委託して伐採・枝払した発生材の運搬・処分業務を実施しました。

甚大な被害を受けて通行禁止となっている東西を結ぶ連絡通路は、通行禁止の解除に向けて、令和3年度に発注した測量・調査・設計業務が完了し、優先順位が高い崩落箇所の詳細な設計図が完成したことから、この設計図に基づき、防災工事に係る鎌倉市の補助制度を活用して、災害復旧工事の実施に向けて準備を進めます。また、その他の崩落箇所については、令和7年度に測量・調査・設計業務を発注しましたが、さらに詳細に検討するため、令和8年度に業務を繰越しました。

御谷山林では、国指定史跡内において、倒木すると隣接する家屋に影響を及ぼす可能性がある崖面の危険木を抽出し、伐採・枝払の優先順位を付けました。この優先順位に基づき、文化財に係る文化庁・神奈川県・鎌倉市の補助制度を活用し、専門業者に委託して危険木の伐採・枝払業務を実施しました。

また、国指定史跡外において、鎌倉市既成宅地等防災工事費補助金を活用し、専門業者に委託して、崖面の枯損木の伐採業務を実施しました。

笹目緑地では、隣接するお宅の要望も踏まえ、専門業者に委託して家屋に近接する危険木の枝払を行うとともに、専門業者に委託して平坦地の草刈を行いました。

坂井家住宅緑地（3,188.53㎡）は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の歴史的風土保存区域に位置し、JR横須賀線の車窓からも望むことができます。鎌倉の玄関口でもある扇ガ谷の景観でもあることから、きめ細やかな維持管理作業を行っています。令和7年度は会員を募って、合計で35回、延べ218人の会員が参加して草刈や花壇の手入れなどを行いました。

イ 史跡地及び寺院所有緑地等の保全・管理の支援

国指定史跡等である建長寺回春院、史跡東勝寺跡、史跡大仏切通、史跡朝夷奈切通、光則寺、浄光明寺及び内藤家墓地において、みどりのボランティアとして、緑地の維持管理作業を行っています。令和7年度は、会員、市民や企業ボランティアなどを広く募って、建長寺回春院4回、史跡東勝寺跡2回、史跡大仏切通2回、史跡朝夷奈切通1回、光則寺2回、浄光明寺2回及び内藤家墓地2回、合計で15回、延べ271人が参加して保全・管理の支援を行いました。

なお、建長寺回春院での月1回の会員有志による活動は、合計で10回、延べ92人の会員が参加して樹林地の草刈や散策路の整備などを行いました。

ウ 新たなトラスト緑地取得のための調査・研究

令和7年度は、新たなトラスト地の情報はありませんでした。

(2) 建造物等保全事業（定款第4条第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号）

ア 旧大佛次郎茶亭一般公開

旧大佛次郎茶亭は、作家大佛次郎が晩年社交の場として使用した大正8年頃に建築された茅葺き屋根の建物で、昭和58年に保存会が保存建造物に指定し、庭園、茶室等の維持管理費の一部を助成してきました。また、平成21年3月には鎌倉市の景観重要建築物に指定

されました。

その後、旧大佛次郎茶亭を取得した一般社団法人大佛次郎文学保存会の同意を得て、令和3年度に保存建造物に指定、維持管理費の一部を助成しており、令和7年度は春・秋に一般公開を行い、来場者は155人でした。

イ 坂井家住宅の保全・活用と公開

坂井武三郎氏とご家族から寄贈された坂井家住宅は、昭和2年頃の建築で、事務所として使用している洋館部分が約118㎡、和館部分が約269㎡、全体では約387㎡の建物で、国の登録有形文化財（建造物）に登録されています。平成29年度までに和館の茶室や玄関の修繕が完了、令和元年度には、文化庁所管の文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）、神奈川県や鎌倉市の補助金を活用して、国指定等文化財磨き上げ事業として、老朽化が進んだ洋館の屋根と外壁の修繕を行っています。

令和7年度は、坂井家住宅の耐震補強及び部分修理工事実施に向けて、文化財に係る文化庁・神奈川県・鎌倉市の補助制度を活用して、和館及び洋館の耐震補強及び部分修理実施設計を策定しました。

ウ 歴史的建造物の調査・研究

令和7年度は、新たな保存建造物の指定に向けて、歴史的建造物の情報・収集に努めました。

（3）普及啓発活動事業（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

ア みどりのボランティア活動（緑地保全活動の推進）

緑地の大切さや保全管理活動の必要性を周知するため、会員、市民や企業ボランティアなどを広く募って、維持管理作業（前記の（1）ア及びイの活動）を行う活動で、令和7年度は39回の予定に対して、臨時開催の3回を含めると37回の実施で、延べ740人が参加しました。なお、雨天により、5回が中止となりました。

《令和7年度みどりのボランティア実施状況》

場 所	実施回数	参加人数
御谷山林	11 回	236 名
十二所果樹園	11 回	233 名
建長寺回春院	4 回	82 名
史跡東勝寺跡	2 回	51 名
史跡大仏切通	2 回	39 名
史跡朝夷奈切通	1 回	16 名
光則寺	2 回	38 名
浄光明寺	2 回	26 名
内藤家墓地	2 回	19 名
合 計	37 回	740 名

イ ボランティア体験学習・環境学習の実施

(ア) 中学生ボランティア

市内公立中学校の卒業前の3年生を対象とした、地域のボランティア活動です。平成10年から実施しており、今回で28回目となります。NPO法人山崎・谷戸の会、NPO法人みどりのレンジャーや北鎌倉湧水ネットワークの協力を得て行っています。

令和7年度は全10校のうち2校が参加、1校が草刈を実施、1校は雨天中止となりましたが、中学校の要請により講義を行いました。

《令和7年度実施状況》

実施中学校	参加生徒数	スタッフ・教師数
2校	207名	24名

(イ) COCORUかまくら中高生ボランティア体験「ボラクエ」

鎌倉市青少年課主催の市内在住在学の中高生を対象としたボランティア体験で、令和7年度はみどりのボランティアに高校生9名、藍染体験教室に高校生2名、坂井家住宅庭園整備に高校生1名が参加しました。

(ウ) 体験学習・研修等の受け入れ

令和7年度も、積極的に体験学習・研修等を受け入れました。

《令和7年度実施状況》

団 体	実施日	人 数	内 容
神 奈 川 大 学	5月17日	20人 (教職員2名)	体験型研修（雨のため坂井家住宅見学と鎌倉風致保存会をテーマに講義）
長 野 大 学	9月24日	10人 (教職員1名)	訪問学習（御谷騒動、ナショナルトラストと鎌倉風致保存会をテーマに講義）
鎌倉女学院中学校 1年生	11月6日	8名	職場体験・職場見学（坂井家住宅見学と鎌倉の自然をテーマに講義）
鎌倉市立腰越中学校 2年生	11月6日	3名	総合的な学習の時間・職場体験（ハイキングコースパトロールと鎌倉の自然をテーマに講義）
鎌倉市立大船中学校 2年生	11月11日	6名 (教職員1名)	総合的な学習の時間・職場体験（御谷での草刈と鎌倉の自然をテーマに講義）

鎌倉市立大船中学校 1 年 生	11 月 11 日	5 名 (教職員 1 名)	総合的な学習の時間・職場訪問（研究テーマに基づく質問）
鎌倉女子大学 初 等 部 6 年 生	3 月 14 日	5 名 (教職員等 2 名)	体験学習（御谷にて御谷騒動をテーマに講義と草刈体験）

ウ 普及啓発イベント等の実施

《令和 7 年度実施状況》

名 称		実施日	参加者
講 座 等	お話サロン	5 月 31 日、7 月 5 日、9 月 6 日、11 月 15 日、 1 月 10 日及び 3 月 7 日	93 名
	古都鎌倉の緑と歴史探訪 (※1)	5 月 21 日及び 11 月 26 日	27 名
	歴史ウォーク座学	4 月 5 日、6 月 11 日、8 月 30 日及び 11 月 19 日	85 名
	歴史ウォーク	5 月 6 日、7 月 9 日、10 月 4 日及び 12 月 17 日	83 名
	みどりウォーク	4 月 24 日、5 月 28 日、7 月 24 日及び 12 月 3 日	62 名
	クリスマスリース教室	12 月 6 日	29 名
イ ベ ン ト 等	旧大佛次郎茶亭公開	4 月 2 日及び 10 月 1 日	155 名
	梅販売会	6 月 8 日 (販売量 181 袋・販売収入 53,000 円)	—
	アジサイ満開！坂井家住宅庭園公開【新】	6 月 18 日	5 名
	藍染体験教室	7 月 30 日（午前の部・午後の部）	36 名
	OpenMUJI 展示・自然遊びワーク ショップ・クラフト体験【新】	8 月 1 日～8 月 3 日	149 名
	家族でお話サロン【新】	8 月 11 日	6 名
	家族で栗拾い	9 月 6 日及び 9 月 13 日 (販売量 13.6kg・販売収入 6,800 円)	40 名
	海岸清掃	9 月 20 日	48 名
	ナショナルトラストコンサート (※2)	12 月 14 日	119 名

※1：公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催事業

※2：鎌倉を愛する音楽の仲間との共催事業

エ 広報活動

8月19日から8月25日までの期間、鎌倉駅地下道ギャラリーにおいて、保存会の活動を周知するため、活動を紹介する展示を行いました。

年4回、会員会報「七くち五さろ」を発行し、会員に活動を周知しました。

ホームページを更新するとともに、公式X（旧ツイッター）を206回発信しました。また、希望者にはメールマガジンを25回送信しました。

オ 募金活動

ホームページやイベントにおいて、寄付金や募金をお願いしました。また、台風被害による十二所果樹園災害復旧に多額の費用が必要になることに理解や協力を求めました。

寄付金は、鎌倉市ふるさと寄附金において、使途が指定されている鎌倉風致保存基金への寄附金が主なものとなりますが、令和7年度は2,916,000円の寄付がありました。また、令和7年度は寄付付き商品として承認したカレンダーの売上げの一部や遺贈による寄付がありました。また、ホームページからの寄付も可能になっています。

募金は、市役所ロビーや市の関係機関などに募金箱を設置し、広く募金を呼びかけました。令和4年度にオープンした英国アンティーク博物館にはナショナル・トラストや御谷騒動を紹介するパネルや御谷の鉛筆画を展示するとともに、神奈川県産の間伐材で作製した募金箱を設置しています。

《令和7年度寄付金及び募金状況》

寄付金	15,874,359 円
募 金	106,945 円
会 費	1,006,000 円
合 計	16,987,304 円

（4）会員活動（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

当会の会員は会費による支援とともに、幹事会を中心にみどりのボランティアや普及啓発事業のイベントの企画や運営を行っています。会員の高齢化が進んでいるものの一般会員数は微増で、法人会員の新入会がありました。

《会員状況 令和8年3月31日現在》

会員種類	R7年3月31日	R8年3月31日	増減
永年個人会員	38	38	0
永年法人会員	8	8	0
一般会員	226	230	+4
家族会員	59	57	-2
学生会員	2	2	0
法人会員	10	11	+1
合 計	343	346	+3

(5) 世界遺産登録への取り組み（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

平成25年にイコモスの世界遺産登録の不記載勧告を受け「鎌倉世界遺産登録推進協議会」は解散しましたが、「鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会」は存続し、保存会が事務局となって活動を継続しています。この世界遺産登録をめざす活動は、保存会の歴史的景観を後世に伝えるという目的と合致しています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染と感染の拡大を防止する観点から、令和4年度から鎌倉の世界遺産登録をめざす市民の会の総会及び推進委員会の開催を休止としました。また、鎌倉の世界遺産登録に係る4区市による推薦書案作成に関する活動が一時休止となりましたが、今後も活動を継続することを確認しています。

(6) 鎌倉市との協働事業（定款第4条第2号、第4号、第5号、第6号及び第7号）

鎌倉市との協働事業であるハイキングコースパトロールは、令和元年度の台風被害によりハイキングコースが通行禁止となりました。その後、順次通行禁止が解除され、令和5年4月に残っていた祇園山ハイキングコースの通行禁止が解除され、令和6年度からすべてのハイキングコースの安全を確認して、鎌倉市に結果を報告しています。令和7年度は臨時のパトロール（除草）を含めて39回実施し、延べ274名が参加しました。

行政課題等研修「市民協働研修」体験研修において、鎌倉市の若手職員を受け入れました。

鎌倉市と鎌倉市緑化まつり実行委員会主催で、鎌倉中央公園において開催される「鎌倉市緑化まつり」に参加しました。

「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」、「日本遺産いざ鎌倉協議会」及び「東アジア文化都市2025鎌倉市実行委員会」に委員を派遣するなどして、鎌倉市との協働に努めました。

(7) 他トラスト団体との協働（定款第4条第5号、第6号及び第7号）

当会のお話サロンに講師を派遣している全国森林インストラクター神奈川会主催の「新規合格者歓迎会」に参加するとともに「室内勉強会」に講師を派遣し、交流や当会の活動の周知に努めました。

公益財団法人かながわトラストみどり財団との共催の「古都鎌倉の緑と歴史探訪」は、4月と11月に実施しました。

鎌倉市生涯学習センター主催の「きららフェスティバル鎌倉」に参加し、当会の活動の周知に努めました。

公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会主催の「ナショナル・トラスト全国大会」に参加し、全国のトラスト団体との交流や情報交換に努めました。

厚木市とNPO法人神奈川県自然保護協会共催の「さがみ自然フォーラム」に参加し、当会の活動の周知に努めました。

公益財団法人鎌倉風致保存会設立60周年記念事業として、設立60周年記念誌を発刊し、会員に配付しました。

さらに、年間を通して、市内の自然や歴史的景観の保全を目指す関係団体とも相互に連携・協力しました。

2 庶務の概要

(1) 役員に関する事項

(令和8年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	就任年月日	現 職 等	備 考 (最初の就任年月日)
理 事 長 (業務執行理事)	兵藤 芳朗	R5. 5. 31	元鎌倉市副市長	H24. 3. 8
副理事長 (業務執行理事)	古賀 久貴	R5. 5. 31	鎌倉市都市景観部長	R4. 5. 27
常務理事 (業務執行理事)	石山 由夫	R5. 5. 31	鎌倉風致保存会事務局長	H31. 4. 1
理 事	岩田 晴夫	R5. 5. 31	鎌倉自主探鳥会代表	H11. 10. 15
理 事	村田 佳代子	R5. 5. 31	前鎌倉市文化協会理事長	H13. 5. 1
理 事	横松 佐智子	R5. 5. 31	一級建築士事務所すまい設計工房主宰	R1. 5. 30
監 事	狭川 知己	R5. 5. 31	税理士	R1. 5. 30
監 事	征矢 剛一郎	R5. 5. 31	元鎌倉市都市調整部長	R5. 5. 31

(2) 評議員に関する事項

(令和8年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	就任年月日	現 職 等	備 考 (最初の就任年月日)
評 議 員	長野 トーマスマコト	R7. 5. 29	前鎌倉青年会議所理事長	R7. 5. 29
評 議 員	牧田 知江子	R5. 5. 31	鎌倉市観光協会理事	H21. 11. 2
評 議 員	鈴木 徹	R6. 5. 28	鎌倉市立岩瀬中学校長	R6. 5. 28
評 議 員	吉田 皓二	R5. 5. 31	鎌倉風致保存会会員幹事	H13. 3. 22
評 議 員	小澤 牧子	R8. 3. 30	鎌倉風致保存会会員幹事	R8. 3. 30
評 議 員	渡辺 至	R5. 5. 31	鎌倉風致保存会会員幹事	R4. 5. 27
評 議 員	鈴木 庸一郎	R5. 5. 31	鎌倉市教育委員会教育文化財部 次長兼文化財課長	H30. 5. 31
評 議 員	田中 新一	R6. 5. 28	鎌倉市都市景観部 次長兼みどり課長	R6. 5. 28

(3) 役員・評議員の辞任・就任に関する事項

ア 評議員

令和7年5月29日 森山圭太郎氏辞任

令和7年5月29日 長野トーマスマコト氏就任

令和8年3月30日 黒川信幸氏辞任

令和8年3月30日 小澤牧子氏就任

(4) 理事会・評議員会に関する事項

ア 理事会

開催 年月日	議 事	開催当日における理事現在 数及び議決権を行使した理 事の数並びに議事の結果
令和7年 5月13日	【議案第1号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会育児・介護休業規程の改定 について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のと おり承認可決
	【議案第2号】 ・令和6年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告及び 収支決算について	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のと おり承認可決
	【議案第3号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項につ いて	理事現在数6名 議決権行使理事数6名 全員の賛成により原案のと おり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事長、副理事長及び常務 理事の自己の職務の執行状況について他10件	
令和8年 3月19日	【議案第1号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会会員規程の改定について	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のと おり承認可決
	【議案第2号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積立て及び 取崩しについて（令和7年度分）	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のと おり承認可決

	【議案第3号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会事業積立金の積立て及び取崩しについて（令和8年度分）	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第4号】 ・令和8年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類について	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第5号】 ・役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第6号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会評議員会の招集事項について	理事現在数6名 議決権行使理事数5名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事長、副理事長及び常務理事の自己の職務の執行状況について他5件	

イ 評議員会

開催 年月日	議 事	開催当日における評議員現在数及び議決権を行使した評議員の数並びに議事の結果
令和7年 5月29日	【議案第1号】 ・令和6年度公益財団法人鎌倉風致保存会収支決算について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第2号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程の改定について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第3号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会理事6名の選任について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決

	【議案第4号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会評議員1名の選任について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【報告事項】 ・令和6年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業報告について他9件	
令和8年 3月30日	【議案第1号】 ・令和8年度公益財団法人鎌倉風致保存会事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容について記載した書類について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【議案第2号】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会評議員1名の選任について	評議員現在数9名 議決権行使評議員数7名 全員の賛成により原案のとおり承認可決
	【報告事項】 ・公益財団法人鎌倉風致保存会会員規程の改定について他6件	

(5) 監査の実施状況

令和6年度事業報告書、財務諸表及び付属明細書並びに財産目録について、令和7年5月9日に当会の監事2名による監査を受けました。

(6) 役員賠償責任保険の加入及びこれに伴う法人の保険料負担について

令和7年度は、次の内容で役員賠償責任保険に加入し、公益財団法人鎌倉風致保存会が保険料を全額負担しました。この保険料は181,000円でした。

ア 保険者 C h u b b 損害保険株式会社

イ 保険種類 会社役員賠償責任保険

ウ 保険期間 令和7年4月1日4時から令和8年4月1日4時まで

エ 保険契約者 公益財団法人鎌倉風致保存会 理事長 兵藤 芳朗

オ 被保険者

(ア) 公益財団法人鎌倉風致保存会（理事、監事及び評議員）

(イ) 管理職職員

(ウ) (ア) 又は (イ) とともに損害賠償請求された場合の配偶者

(エ) 既に退任している役員及び保険契約の保険期間中に新たに選任された役員

(オ) 役員又は管理職職員が死亡した場合は、その法定相続人又は相続財産法人

- (カ) 役員が破産した場合は、その者とその破産管財人
- | | | |
|---|------|--------------------------|
| カ | 保険金額 | 100,000,000 円 (てん補責任限度額) |
| キ | 免責金額 | 0 円 |
| ク | 付帯特約 | 初期対応費用補償特約及び専門業務リスク対象外特約 |

(7) 事務局に関する事項

- ア 職員数 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
- 事務局長 1 名、再任用職員 1 名及び短時間職員 6 名

法人運営体制の充実を図るための取組
(法人が自主的に行ったガバナンス体制の充実を図るための取組)

- 1 論理的な行動規範の整備 (公益法人の役職員として望ましい行動の明文化)
 - (1) 公益財団法人鎌倉風致保存会個人情報保護規程の運用により、会員やイベント参加者など多くの個人情報を取得する組織としてのリスク管理に努めました。
- 2 公益法人の機関別 (理事会・評議員会、監事) における具体的取組
 - (1) 理事会のほかに常任理事会を開催することで、適切な法人運営に努めました。
 - (2) 税理士事務所から指導・助言を受けることで、公益法人会計において適切な対応を図りました。
- 3 不祥事の予防・発見・事後対応の仕組み
 - (1) ハラスメントに係る外部通報窓口 (社会保険労務士事務所) を設置・継続しています。
 - (2) 社会保険労務士事務所から指導・助言を受けることで、労務面において適切な対応を図りました。
- 4 社会的課題の解決に向けた事業の効果に係る定性的・定量的測定
 - (1) 会員のニーズを把握したうえで今後の公益目的事業の内容を充実させるため、会員を対象としたアンケート調査を行うことで、公益目的事業の効果測定を行いました。

事業報告書の付属明細書

令和 7 年の事業報告では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する重要な事項はないので作成しません。